

提案第 5 号

合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

新市の議会の議員については，市町村合併の特例等に関する法律第 8 条及び第 9 条の特例は適用せず，地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき，定数を 30 人とし，選挙区については，全市域で 1 選挙区とする。

ただし，合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り，旧町の区域ごとに公職選挙法第 15 条第 6 項に規定する選挙区を設けることとし，各選挙区の定数は次のとおりとする。

旧加治木町の区域 9 人 旧始良町の区域 16 人 旧蒲生町の区域 5 人